記者発表資料

平成27年 5月11日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1．被処分者

(1)商号又は名称	文化設備工業株式会社（ぶんかせつびこうぎょう）
(2)代表者	代表取締役　川津　博彰
(3)主たる営業所の所在地	福島県福島市野田町５－５－６
(4)許可番号	国土交通大臣許可（般・特－26）第2873号

2．処分内容

(1)建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

①営業停止を命じる期間
平成27年5月26日から平成27年6月1日までの7日間

②営業停止を命じる地域
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内

③停止を命じる営業の範囲
管工事業に関する営業

(2)建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

＜指示内容＞

① 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。

2) 社内の業務管理体制の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を図ること。

3) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。

② 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3．処分理由

(1)建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

文化設備工業株式会社は、福島県内及び茨城県内における公共及び民間の管工事で、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが、同法第28条第1項第6号に該当すると認められる。

(2)建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

文化設備工業株式会社は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない3名の専任技術者を、福島県内及び茨城県内の複数の工事現場の専任主任技術者として配置し、一定期間、営業所の専任であったとは認め難い状況であった。

このことが、建設業法第15条第2号に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められる。

また、同社は、福島県内及び茨城県内における公共及び民間工事で、工事現場に専任で配置した6名の主任技術者又は監理技術者を、工事期間が重複する複数の別工事の主任技術者として配置し、当該工事現場の専任であったとは認め難い状況であった。

このことが、同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められる。

＜発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　電話　022(225)2171(代表)
建政部　計画・建設産業課長　上原（うえはら）　茂樹（しげき）　(内線6121)
建政部　計画・建設産業課　建設専門官　細川（ほそかわ）　和彦（かずひこ）　(内線6142)

＜参　考＞

○建設業法（抄）（昭和24年5月24日法律第100号）

（建設業の許可）
第３条
　建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあっては**国土交通大臣の**、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する**都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りではない。**
　一及び二　（省略）
２～６　（省略）

（許可の基準）
第15条
　国土交通大臣又は都道府県知事は、**特定建設業の許可を受けようとする者が**次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
　一　第７条第１号及び第３号に該当する者であること。
　二　**その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。**ただし、施工技術（設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあっては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。
　　イ～ハ　（省略）
　三　（省略）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）
第26条
　建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者で当該建設工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。
２　発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第３条第１項第２号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第１５条第２号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。
３　**公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前２項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。**

（指示及び営業の停止）
第28条
　国土交通大臣又は都道府県知事**は、その許可を受けた建設業者が**次の各号のいずれかに該当する場合又は**この法律の規定**（第19条の３、第19条の４及び第24条の３から第24条の５までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第13条第３項の規定により読み替えて適用される第24条の７第４項を含む。第４項において同じ。）、入札契約適正化法第13条第１項若しくは第２項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。）第３条第６項、第４条第１項、第７条第２項、第８条第１項若しくは第２項若しくは第10条の規定**に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示ができる。**特定建設業者が第41条第２項又は第３項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。
　一　建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
　二　建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。
　三　建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。
　四　建設業者が第22条の規定に違反したとき。
　五　第26条第１項又は第２項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。
　六　**建設業者が、第３条第１項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。**
　七　建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第３条第１項第２号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。
　八　建設業者が、情を知つて、第３項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第29条の４第１項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。
　九　履行確保法第３条第１項、第５条又は第７条第１項の規定に違反したとき。

2　（省略）
3　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第１項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
4～7　（省略）

○建設業施行令（抄）（昭和31年8月29日政令第273号）

（法第３条第１項ただし書の軽微な建設工事）
第１条の２
法第３条第１項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては１千５百万円に満たない工事又は延べ面積が１５０平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては５百万円に満たない工事とする。
2　前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りではない。
3　注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第１項の請負代金の額とする。

（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）
第27条
法第２６条第３項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で、工事一件の請負代金の額が２千５百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、５千万円）以上のものとする。
一　国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
二　第１５条第１号及び第３号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
三　次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
イ　石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第５条第２項第２号に規定する事業用施設
ロ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者（同法第９条第１号に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第４号に規定する電気通信事業の用に供する施設
ハ　放送法（昭和25年法律第132号）第２条第２３号に規定する基幹放送事業者又は同条第２４号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第１号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）
ニ　学校
ホ　図書館、美術館、博物館又は展示場
ヘ　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する施設
ト　病院又は診療所
チ　火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設
リ　熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第２条第４項に規定する熱供給施設
ヌ　集会場又は公会堂
ル　市場又は百貨店
ヲ　事務所
ワ　ホテル又は旅館
カ　共同住宅、寄宿舎又は下宿
ヨ　公衆浴場
タ　興行場又はダンスホール
レ　神社、寺院又は教会
ソ　工場、ドック又は倉庫
ツ　展望塔
2　（省略）